

後期高齢者医療制度 が始まります

平成20年4月1日から75歳以上の方（65歳以上の一定の障害がある方を含む）を対象に後期高齢者医療制度が始まり、被保険者一人一人が保険料を納めることとなります。ほとんどのケースは、従来の国民健康保険料などからの切り替えとなります。保険料率は2年ごとに静岡県後期高齢者医療広域連合が定めることとなります。低所得世帯に属する方などには軽減措置があります。

問い合わせ

- 本庁町民課国保年金係
☎(56) 2 2 2 2
- 総合支所保健福祉課福祉係
☎(58) 7 0 7 1

保険料の額

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額と被保険者すべてが同じ額で負担する均等割額の合計となります。

$$\text{保 険 料} = \text{所 得 割 額} + \text{均 等 割 額}$$

※基礎控除後の総所得金額など（旧ただし書所得）×所得割率＝所得割額
※所得割額の算定の基礎となる所得（基礎控除後の総所得金額等）は、国民健康保険料（税）の所得割額の算定の基礎となる所得と同じです。

◆保険料率などの決定

平成19年11月の広域連合議会において、保険料率などを規定する条例が可決され、保険料率などが決定しました。詳細は下欄「図1」をご覧ください。

◆保険料の軽減

■所得の少ない世帯の被保険者

所得の少ない世帯に属する被保険者は、次のように均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などの合計額が、

- 基礎控除額（33万円）を超えないとき・・・7割軽減
- 基礎控除額（33万円）+24万5千円×被保険者数（被保険者である

- 世帯主を除く）を超えないとき・・・5割軽減
- 基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数を超えないとき・・・2割軽減

■被用者保険の被扶養者

健康保険組合などの被用者保険の被保険者である子どもと同居するなど、被用者保険の被扶養者としてこれまで保険料を負担してこなかった方の保険料は、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、前年の所得の有無に関わらず所得割額は賦課されず、5割軽減（所得の少ない世帯の7割軽減に該当するときは7割軽減）した均等割額のみとなります。

ただし、平成20年度の均等割額については、4月から9月分は0円、10月から翌年3月までは、9割軽減した額になります。

図1 平成20・21年度の保険料率など（年間）

	平成20・21年度の静岡県均一保険料率等	平成20・21年度の不均一保険料率等	
		川根本町	岡部町
所得割率	6.84%	6.16%	6.01%
均等割額	36,000円	32,370円	31,617円
賦課限度額	500,000円	500,000円	500,000円

静岡県内は、原則、均一の保険料率です。ただし、一人当たり老人医療費が一定の基準以下だった岡部町・川根本町は、均一保険料率よりも低い保険料率（不均一賦課）となります。制度施行から6年間かけて均一保険料率に近づけていきます。

○保険料の例（年額）

夫婦ともに後期高齢者医療の被保険者である二人世帯で、配偶者の収入は基礎年金のみの場合の世帯主の所得（年金収入）別保険料

世帯主の所得金額	世帯主の年金収入額	平成20・21年度夫婦の保険料額合計（年額）		備 考
		川根本町の場合	静岡県均一保険料	
33万円以下	153万円以下	19,400円	21,600円	所得割なし、均等割7割軽減
48万円	168万円	28,600円	31,800円	均等割7割軽減
72万5千円	192万5千円	56,600円	63,000円	均等割5割軽減
83万円	203万円	82,400円	91,800円	均等割2割軽減
88万円	208万円	85,500円	95,200円	
118万円	238万円	104,000円	115,700円	
160万円	280万円	142,900円	158,800円	
200万円	320万円	167,500円	186,200円	軽減なし
250万円		198,300円	220,400円	
300万円		229,100円	254,600円	
400万円		290,700円	323,000円	
500万円		352,300円	391,400円	

※年金以外の所得があるときは、所得の合計額で判断してください。実際の保険料の納付は、世帯ごとではなく個人ごとになります。

●年額保険料試算 例1

◆夫婦二人世帯とともに後期高齢者医療に加入するAさん、Bさんの場合

	前年公的年金収入額	公的年金控除額	所得金額	その他収入	軽減判定
Aさん	厚生年金 208万円	120万円	88万円	なし	2割軽減
Bさん	基礎年金 79万円	79万円	0円	なし	

軽減判定所得：（A総所得額88万円－高齢者特別控除15万円）＋B総所得額0円＝73万円
5割軽減基準額57万5千円 < 軽減判定所得73万円 ≤ 2割軽減基準額103万円 →2割軽減 適用

	基礎控除額：33万円	川根本町保険料試算		県均一保険料試算	
		Aさん	Bさん	Aさん	Bさん
所得割基礎額	（所得金額－33万円）	55万円	0円	55万円	0円
所得割額	県均一6.84% 川根本町6.16%	33,880円	0円	37,620円	0円
均等割額	均等割額 ー 軽減2割	25,896円	25,896円	28,800円	28,800円
保険料 計	100円未満切捨て	59,700円	25,800円	66,400円	28,800円

●年額保険料試算 例2

◆後期高齢者医療に加入するまでは会社の健康保険の被扶養者で会社員である世帯主（給与収入390万円）と同居しているCさんの場合

	収入額	控除額	所得金額	その他収入	軽減判定
Cさん	基礎年金 79万円	79万円	0円	なし	軽減非該当
子世帯主	給与収入 390万円	132万円	258万円	なし	

※ただし、後期高齢者医療に加入するまでは会社の健康保険の被扶養者であったため、加入してから2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。さらに、平成20年度に限り、4月から9月は0円、10月から翌年3月までは9割軽減した額となります。

	基礎控除額：33万円	Cさん	
		川根本町保険料試算	県均一保険料試算
所得割基礎額	（所得金額－33万円）	0	0
所得割額	県均一6.84% 川根本町6.16%	0	0
均等割額	均等割額	4～9月：0円 10～3月：1,618円	4～9月：0円 10～3月：1,800円
保険料 計	100円未満切捨て	1,600円	1,800円